


# 南越前町不妊及び不育治療費助成事業について

※申請方法については、別紙「不妊及び不育治療費助成のながれ」をご覧ください。

## 町助成事業の概要

	保険適用時	保険適用外
対象治療	①一般不妊治療－不妊症に係る検査及び不妊治療（薬物療法、手術療法、タイミング療法、人工授精） ②生殖補助医療※－体外受精、顕微授精(凍結胚移植を含む)、精巣内精子採取術(体外受精、顕微鏡受精に用いるためのものに限る) <small>※40歳未満1子ごとに6回まで 40歳以上43歳未満 1子ごとに3回までが保険適用</small> ③不育治療－不育症に係る検査及び不育症の治療	左記の一般不妊治療、生殖補助医療、不育治療を受けるにあたり保険適用外となった治療（先進医療、審議中の技術など） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <small>※先進医療及び国で審議中の技術に関しては、随時国のHPにて公開されています。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshihoken/funin_senshin.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshihoken/funin_senshin.html</a> </small> </div>
助成対象費用	対象治療にかかった費用から、以下の金額を減じた額 ・保険者が負担する金額(高額療養費の還付金・付加給付含む) ・福井県不妊検査・一般不妊治療費及び特定不妊治療費助成事業による助成金額	対象治療にかかった費用から、以下の助成事業により助成された金額を減じた額 ・福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業 ・福井県特定不妊治療費助成事業 ・福井県不育症検査費用助成事業
助成対象者	・申請日に夫婦の両方またはいずれか一方が南越前町内に1年以上住所を有する者 ・法律上の婚姻をしている夫婦、または事実婚の夫婦 ・町税を完納している方 ・不妊及び不育治療以外の治療法によっては妊娠の見込が無いか極めて少ないと医師に診断された方 ・生殖補助医療の場合、治療期間の初日における妻の年齢が42歳以下	
助成の原則	保険適用（高額療養費制度の払い戻し金・付加給付含む）や県助成が優先されますので、保険適用や県助成の対象となる治療は、保険適用後や県助成後に町助成の対象となります。	
申請期限	不妊治療が終了した日の属する年度の翌年度末日（3月31日）までに申請が必要です	
町助成	<b>不妊及び不育治療に要した費用（助成上限額無し）</b>	

## ※生殖補助医療の治療期間の考え方

生殖補助医療には、下表のA～Hの8つのステージがあります。実施した治療がどのステージにあたるかは、医療機関にご確認ください。それぞれのステージが終了した段階で「1回の治療」とカウントし、1回の治療ごとに助成金の申請をしてください。

治療内容	採卵まで			採精（夫）	受精（培養）	肺移植						妊娠確認	精巣内精子採取術	
	（点鼻薬）	薬品投与	（薬品注射）			新鮮胚移植			凍結胚移植					
						胚移植	黄体療法	黄体補充	胚凍結	薬品投与	胚移植			黄体療法
A 新鮮胚移植														
B 凍結胚移植														
C 以前に凍結した胚による胚移植														
D 体調不良により治療終了														
E 受精無し、または異常受精により中止														
F 採卵したが卵が得られない、または良い卵が得られず中止														
G 卵胞が発育しない、または排卵終了のための中止														
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止														

※精巣内精子採取術は顕微鏡受精・体外受精に用いるものであるため対象